

議案第18号

大野市子ども食堂見守り支援事業補助金交付要綱

令和4年3月28日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

支援を必要とする子どもや家庭の状況把握及び見守り活動を強化するために実施する事業に対する補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため

大野市子ども食堂見守り支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

大野市教育委員会

大野市子ども食堂見守り支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども食堂の活動を通じた子どもやその家庭の状況の把握及び子どもに対する生活指導、学習支援等見守り体制の強化を図るため、支援対象児童等見守り強化事業実施要綱（令和2年6月22日子発0622第4号厚生労働省子ども家庭局長通知別添3）に基づき実施する事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、子ども食堂とは、子どもの見守りを目的として、食事の提供を主とした支援を行う取組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、市内において子ども食堂の活動に取り組む団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、子ども又は当該子どもを同伴する保護者等を対象とした無料又は低額の食事の提供（以下「食事支援」という。）を伴うものに限る。

(1) 生活指導事業 基本的な生活習慣の習得及び生活指導を行う事業

(2) 学習支援事業 学習習慣の定着等の学習支援を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、食材費、消耗品費、人件費、施設使用料、光熱水費、保険料、印刷費、通信運搬費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施回数(食事支援の実施回数を限度とする。)に25,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の収入額がある場合は、補助対象経費から当該額を控除した額を補助金の額の上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に、同条第1号で定める事業計画書に代えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市子ども食堂見守り支援事業実施計画書(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか必要な書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業が完了したときは、速やかに規則第10条に規定する補助事業等完了実績報告書及び収支決算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市子ども食堂見守り支援事業実績報告書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか必要な書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年度大野市子ども食堂見守り支援事業実施計画書

年 月 日

団体名 ()

代表者氏名 ()

事業実施会場（所在地） ()

連絡先 ()

1	事業開始年月日	年 月 日
2	年間実施予定回数	年間 回
3	1回当たりの予定定員	人
4	年間利用者見込（年間延べ人数）	人
補助金交付額算出表		
1	支出予定額	円
2	収入予定額	円
3	実支出額	円
4	補助基準額（25,000円×実施回数）	円
5	補助上限額（3、4のうち少ない方）	円
6	補助金申請額	

様式第2号（第7条関係）

年度大野市子ども食堂見守り支援事業実績報告書

年 月 日

団体名 ()

代表者氏名 ()

事業実施会場（所在地） ()

連絡先 ()

1	事業実施年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
2	年間実施回数	年間 回
3	年間利用者（年間延べ人数）	人
補助金交付額算出表		
1	支出額	円
2	収入額	円
3	実支出額	円
4	補助基準額（25,000円×実施回数）	円
5	補助上限額（3、4のうち少ない方）	円
6	補助金交付額	